

会員の皆様へ

## 社会保険未加入事業者対策について

(本年7月以後適用)

平成20年5月  
適正化事業課

この度、国土交通省貨物課長から貨物自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため社会保険等の未加入事業者対策として、貨物自動車運送事業法上の規定に基づき未加入事業者に対し、行政処分等を適用する通達（別紙）が発出されましたので、お知らせ致します。

なお、施行日は本年7月1日から適用されます。

(行政処分の基準抜粋)

違反行為		基準日車数	
適用条項	事項	初回違反	再違反
法第25条 第2項	事業の健全な発達を阻害する競争の違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入 ① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの	警告 20日車	20日車 60日車
法第59条 第1項	許可条件違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入 ① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの	警告 20日車	20日車 60日車

(注) ※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険という。

※「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。

(別紙)

国自貨第225号  
平成20年3月31日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 } 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 }

自動車交通局貨物課長

### 貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について

貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険（以下「労災保険及び雇用保険」を「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）の未加入状況等の通報等については、国土交通省と厚生労働省及び社会保険庁との間で確認の上、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成16年8月11日付け国自貨第53号）に基づき運用してきたところであるが、依然として社会保険等の未加入事業者が増加傾向にあることから、今般、貨物自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため社会保険等の未加入対策を強化し、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第6条に基づく事業の許可に際し、社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては、法第33条に基づき、行政処分等を実施することとしたところである。

については、平成20年7月1日以降、社会保険等の未加入については、下記事項により適切に処理されたい。

また、社会保険等関係機関との一層の連携を図り、適正な加入について実効が上がるよう取り組まれたい。

本通達については、厚生労働省及び社会保険庁とは協議済みである。

なお、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成16年8月11日付け国自貨第53号）は廃止する。

また、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関に対しても、別紙のとおり通知したことを申し添える。

### 記

#### 第1 事業者に対する加入の徹底等

##### 1 新規事業者に対する対応について

(1) 運輸支局において許可書交付の際に行う関係法令遵守のための講習の開催時におい

ては、以下により加入の徹底を行うこと。

- ①厚生労働省及び社会保険庁で作成した社会保険等の加入に関するリーフレットを配布する。なお、リーフレット（別紙1による。）の必要部数を含めた入手方法については、都道府県労働局又は社会保険事務局と適宜連絡を行い送付を受けること。
  - ②運輸開始届出書を受理する際に、下記（2）による確認書類の添付がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、監査方針に基づき、すみやかに巡回監査等を実施し、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うことを事業者に示達しておくこと。
- (2) 運輸開始届出書を受理する際には、「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写し)、労働保険/保険関係成立届(写し)(以下「確認書類」という。)」を添付させ、運輸開始日から社会保険等に適正に加入していることの確認を行うこと。
- (3) 運輸開始届出書に確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認したうえで、運輸開始届出書を受理すること。
- (4) 運輸開始届出書に確認書類の添付がなく、社会保険等への適正な加入が認められない場合は、監査方針に基づき、すみやかに巡回監査等を実施すること。
- なお、監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。
- (5) 行政処分等を行う場合、社会保険等関係機関に対し社会保険等の未加入状況について照会し、回答を得ること。

## 2 既存事業者に対する対応について

### (1) 未加入事業者の把握

社会保険等への加入が適正になされていない事業者については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）からの報告、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）又は運輸支局（運輸管理部を含む、以下「地方運輸局又は運輸支局」を「地方運輸局等」という。）における監査等を通じて把握に努めること。

### (2) 地方実施機関との連携

地方実施機関からの的確な報告が行われるよう次の事項について指導すること。

- ① 巡回指導に際しては、社会保険等の加入状況を調査すること。
- ② 巡回指導に際し、社会保険等への適正な加入がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入を指導し、事後の改善報告書（社会保険等の適用関係届の写し等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求めるなど、改善のための指導を徹底すること。
- ③ 巡回指導に際し、社会保険等への適正な加入がなされていない場合は、地方実施機関において作成している「巡回指導報告書」を活用するなどして、運輸支局へ報告すること。

なお、運輸支局への報告にあたっては、社会保険労務士を活用し当該未加入状況を確認すること。

(3) 地方運輸局等において、社会保険等へ適正に加入していると認められない場合は、監査方針に基づき、巡回監査等を実施すること。

なお、監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

(4) 行政処分等を行う場合は、上記1(5)と同様に社会保険等関係機関に対し社会保険等の未加入状況について照会し、回答を得ること。

## 第2 照会制度の運用

### 1 照会者

地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は運輸支局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）とすること。

### 2 照会先関係機関

社会保険については関係地方社会保険事務局長（地方社会保険事務局保険主管課）に対して、労働保険については関係都道府県労働局長（都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室及び職業安定部雇用保険主管課）に対して照会することとし、地方運輸局長が通報する場合には、管轄運輸支局長を経由して行うこと。

### 3 照会の方法

社会保険については別添様式1、労働保険については別添様式2により行うこと。  
なお、様式記載上の留意事項は、別添1のとおりとする。

### 4 処分結果等についての連絡

第1、1(4)及び2(3)により行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、速やかに連絡すること。

### 5 報告

前期（4月～9月）及び後期（10月～3月）の実施状況について、別記様式により半期毎に取りまとめの上、前期分は12月末までに、後期分は6月末までに本職宛報告されたい。

### 6 その他

社会保険等の適正加入については、社会保険等関係機関との密接な連携が必要であることから、運輸支局においては、必要に応じ、社会保険等関係機関と連絡調整を図るための会議等を開催する等により、次の事項について、相互に情報を交換することとされたい。

ア 事業者の社会保険等未加入状況

イ 未加入に対する処分状況

ウ 社会保険等関係機関の指導状況

エ その他、適正加入の実効を上げるために必要な事項